

以上、御報告申し上げます。

○運輸委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	付託委員会	議決	本院	衆議院	議決	本院	備考
84	船員法の一部を改正する法律案		五、二四	受領 八、二	(予) 七、五	継続審査	可決 七、三〇	可決 八、二			
70	案 港湾運送事業法の一部を改正する法律案		四、五	受領 六、六	六、七	可決 七、二	可決 七、二	可決 四、七	可決 六、三	可決 六、六	本会議で趣旨説明聴取 六、七
61	道路運送法等の一部を改正する法律案		三、二九	受領 七、七	(予) 七、七	可決 八、二	可決 八、三	可決 六、三	可決 七、四	可決 七、七	
35	関西国際空港株式会社法案		五、三二	受領 五、二〇	五、二一	可決 五、二六	可決 五、二七	五、四、五	可決 五、八	可決 五、二〇	本会議で趣旨説明聴取 五、二一

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	提出月日	参議院 委員会 託議決	衆議院 委員会 託議決	備考
24	地域交通整備法案	小林恒人君 外六名 (五、四、五)	五、四、七		付託 五、四、七 (予)	衆議院 委員会 託議決 五、四、七 継続審査	
25	交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案	吉原米治君 外六名 (四、二、五)	四、七		付託 四、七 (予)	衆議院 委員会 託議決 四、七 継続審査	

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託議決	衆議院 委員会 託議決	備考
2	地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めるの件	五、二、三	五、五、〇	付託 五、二、三 (予)	衆議院 委員会 託議決 五、五、五 承認	

関西国際空港株式会社法案（閣法第三五号）（衆議院送付）

五九、三、二 内閣提出

四、五 衆本会議趣旨説明
五、一〇 衆可決
五、一一 参本会議趣旨説明

要旨

本案は、関西国際空港の設置及び管理等を行わせるため、関西国際空港株式会社を設置しようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、航空輸送の円滑化を図り、航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うことを目的とする株式会社とする。

二、関西国際空港は、国際航空路線に必要な公共用飛行場として、大阪府の地先水面に設置するとともに、空港及び空港に必要な航空保安施設の設置及び管理は、運輸大臣の定める基本計画に適合するものでなければならない。

三、政府は、会社の発行済総株式の二分の一以上の株式を保有するとともに、地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、会社に対して出資することができる。

四、会社は、一の目的を達成するため、関西国際空港及び空港に必要な航空保安施設の設置及び管理を行うほか、空港の機能を確保し、利用者の利便に資するための空港

ターミナル施設等の諸施設、空港と陸岸との間の連絡橋等の建設及び管理等を行う。

五、政府は、会社の行う事業の公共性にかんがみ、会社に対する無利子貸付け、債務保証、税制特例等の助成措置を講ずる。

六、その他、利益配当の特例、国庫納付金、会社に対する監督、会社の設立手続等について所要の規定を設けるとともに、関西国際空港を空港整備法の第一種空港とする等関係法律の規定の整備を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました関西国際空港株式会社法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、第一に、関西国際空港株式会社は、関西国際空港の設置、管理等を効率的に行うことを目的とする株式会社とすること。第二に、関西国際空港は、国際航空路線に必要な公共用飛行場として、大阪府の地先水面に設置するとともに、空港及びその航空保安施設の設置、管理は、運輸大臣の定める基本計画に適合するものでなけ

ればならないこと。第三に、政府は会社の発行済総株式の二分の一以上の株式を保有するとともに、地方公共団体は自治大臣の承認を受けて会社に出資することができること。第四に、会社は、関西国際空港及びその航空保安施設の設置、管理を行うほか、空港の機能を確保し、利用者の利便に資する諸施設及び連絡橋の建設、管理等を行うこと。第五に、政府は、会社の行う事業の公共性にかんがみ、無利子貸付け、債務の保証、税制上の特例等の助成措置を講ずるとともに、利益配当の特例、国庫納付金、監督等について所要の規定を設けること等でございます。

委員会におきましては、現地調査を行い、参考人の意見を聴取し、また、地方行政、建設及び環境特別委員会との連合審査会を開催するなど熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党瀬谷理事より反対、自由民主党・自由国民会議梶原理事より賛成、日本共産党橋本委員より反対、公明党・国民会議桑名理事より賛成の意見が述べられ、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、瀬谷理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る会社の運営に当たっては地元の意向が十分反映できる仕組みを整備すること等六項目を内容とする附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

道路運送法等の一部を改正する法律案（閣法第六一号）（衆議院送付）

五九、三、二九 内閣提出

七、二七 衆可決

八、三 参可決

要旨

本案は、陸運行政に係る地方事務官制度を廃止しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、道路運送法、道路運送車両法等に基づく運輸大臣又は地方運輸局長の権限を都道府県知事に委任する制度を廃

止し、これらの権限については、政令で定めるところにより、地方運輸局長又は地方運輸局陸運支局長に委任することができること。

二、運輸大臣は、地方運輸局の所掌事務の一部を分掌させるため、地方運輸局の陸運支局又は陸運支局の自動車検査登録事務所を設置することができること。

三、陸運事務所の職員を運輸事務官等とすること。

委員長報告

ただいま議題となりました道路運送法等の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、陸運行政に係る地方事務官制度を廃止しようとするもので、その主な内容は、陸運関係事務に係る運輸大臣等の権限を都道府県知事に委任する制度を廃止し、これらの権限については、運輸省の地方支分部局の長に委任することができることとするともに、陸運事務所を運輸省の地方支分部局とすること及びこれに伴い従来陸運事務所の職員を運輸事務官とすること等であり、委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

す。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）（衆議院送付）

五九、四、五 内閣提出

六、二六 衆可決

六、二七 参本会議趣旨説明

七、一三 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、港湾運送事業の種類について、船内荷役事業と沿岸荷役事業を統合して港湾荷役事業とすること。

二、一般港湾運送事業者が、コンテナ埠頭等の施設において自らの統括管理の下に一定量以上の港湾運送を行う場合には関連事業者に下請させることを認めるものとする

こと。

委員長報告

ただいま議題となりました港湾運送事業法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、コンテナ埠頭等の港湾施設の整備及び物流合理化の進展にかんがみ、港湾運送事業の種類について、船内荷役事業と沿岸荷役事業を統合して港湾荷役事業とするとともに、一般港湾運送事業者に係る下請に関する規制の弾力化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、現地調査を行い、参考人の意見を聴取する等熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党目黒委員より反対、自由民主党・自由国民会議梶原理事より賛成、公明党・国民会議桑名理事より反対、民社党・国民連合伊藤委員より賛成、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、瀬谷理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同提案に係る港湾運送事業の基盤の充実強化と雇用の安定確保等四項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第二号）（衆議院送付）

五九、二、二二 内閣提出

五、一〇 衆承認

五、一八 参承認

要旨

本件は、地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、海運局及び新潟海運監理部並びに陸運局を廃止し、北海道に北海道運輸局を、宮城県に東北運輸局を、新潟県に新潟

運輸局を、東京都に関東運輸局を、愛知県に中部運輸局を、大阪府に近畿運輸局を、広島県に中国運輸局を、香川県に四国運輸局を、福岡県に九州運輸局を、それぞれ設置するとともに、神戸市に神戸海運監理部を設置することについて国会の承認を求めようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました承認を求めるの件について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本件は、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、

北海道に北海道運輸局を、宮城県に東北運輸局を、新潟県

北海道に北海道運輸局を、宮城県に東北運輸局を、新潟県に新潟運輸局を、東京都に関東運輸局を、愛知県に中部運輸局を、大阪府に近畿運輸局を、広島県に中国運輸局を、香川県に四国運輸局を、福岡県に九州運輸局をそれぞれ設置するとともに、神戸市に神戸海運監理部を設置することについて国会の承認を求めようとするものであります。委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

○逋信委員会

内閣提出法律案（五件）

8	番号	件名	提出	提出	本院に受領	参議院	衆議院	備考
案		公衆電気通信法の一部を改正する法律	月日	月日	又は(衆)へ 送付月日	委員会 託議決	委員会 託議決	
			五月、二二〇	五月、二二〇	五月、四三	五月、三一 (予)可決	五月、四二 可決	
					受領	五月、四一 可決	五月、四三 可決	